

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

総務部 総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月9日	庁舎庭園等維持管理業務委託	ヤマサ造園土木株式会社	¥381,700	○	
5月8日	公用車車検整備	有限会社アクティブオート	¥60,159		第3号適用
5月12日	公用車車検整備	松尾自動車商会	¥62,491		第3号適用
5月16日	公用車車検整備	有限会社アクティブオート	¥95,122		第3号適用
5月19日	公用車車検整備	有限会社森下自動車	¥55,000		第3号適用
5月19日	公用車車検整備	水沢サービス	¥78,936		第3号適用
5月29日	公用車車検整備	有限会社森下自動車	¥131,846		第3号適用
5月30日	公用車車検整備	下出自動車	¥72,985		第3号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

総務部 秘書人事課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月16日	阪南市職員採用試験業務委託	株式会社日本経営協会総合研究所	単価契約		第1号適用
5月30日	阪南市職員採用試験面接官派遣業務委託	情報公開条例第6条第5号により非 公開	単価契約		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

総務部 危機管理課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月13日	防災行政無線（移動系）直流電源装置バッテリー取替業務	イズミ総合システム株式会社	¥995,500		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7年 5月分

総務部 行財政構造改革推進室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月1日	阪南市住民情報システム機器賃貸借	株式会社南大阪電子計算センター	¥216,700		第1号適用
5月7日	業務用チャットツール利用	株式会社南大阪電子計算センター	¥792,000		第1号適用
5月7日	情報セキュリティ強化・二要素認証システム保守委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥768,240		第1号適用
5月7日	社会保障・税番号制度システム情報連携支援業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥554,400		第1号適用
5月8日	MultiWriter8450用リサイクルトナー	株式会社カタナヤ 阪南支店	単価¥3,025	○	
5月8日	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥109,890		第1号適用
5月8日	公会計システム保守業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥695,640		第1号適用
5月8日	財務会計システム電子決裁連携保守業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥554,400		第1号適用
5月9日	番号制度対応FIREWALL運用サポート保守業務	株式会社南大阪電子計算センター	¥153,648		第1号適用
5月12日	二要素認証システムクライアントライセンス	株式会社南大阪電子計算センター	¥232,100	○	
5月12日	テレワークシステム端末OSバージョンアップ業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥528,000		第1号適用
5月12日	電算室内無停電電源装置バッテリー交換業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥528,000		第1号適用
5月12日	外付けハードディスク	有限会社奥井商会 阪南支店	¥190,850	○	
5月20日	旧みなと公園用地建物解体工事	株式会社フルタ建設	¥858,000	○	
5月21日	ガバメントクラウド接続サービス構築	ソフトバンク株式会社	¥220,000		第1号適用
5月21日	LGWAN回線開設業務委託	ソフトバンク株式会社	¥184,800		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

令和7年5月分

総務部 人権推進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
		該当なし			

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7年 5月分

未来創生部 企画課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当無し				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7年 5月分

未来創生部 市民共創課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月27日	緑ヶ丘住民センター内ウォシュレット設置工事	有限会社 三和工業	¥150,150	○	
5月28日	地域交流館体育施設ブレーカー等修理	川嶋電機商会	¥99,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7年 5月分

未来創生部 まちの活力創造 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当無し				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5 月分

市 民 部 市 民 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき、物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 7 年 5 月分

市民 部 生活環境 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

市 民 部 税 務 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
4月1日	GPRIME住民税年金特徴ASPサービス提供業務委託	日本電気㈱ 関西支社	¥422,400		第1号適用
4月1日	GPRIME共通納税ASPサービス提供業務委託	日本電気㈱ 関西支社	¥264,000		第1号適用
4月1日	住民情報システム電子計算処理業務委託（標準化対応 固定資産税）	㈱南大阪電子計算センター	¥236,621		第1号適用
4月1日	コンビニ収納業務委託料	りそな決済サービス	¥241,560		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7 年 5 月分

市 民 部 資 源 対 策 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月9日	夏作業服(上衣、下衣)、半袖Tシャツ、長袖サポートシャツ、アームサポーター	(株)ナカジマ	¥227,425	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7年 5月分

健康福祉部 市民福祉課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7年 5月分

健康福祉部 生活支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和7年5月分

健康福祉部介護保険課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書 の適用号数(第○号適用)
5月22日	都市整備部棟基幹系ネットワーク追加作業業務委託契約	株式会社南大阪電子計算センター	¥920,700	欄入力	第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 6 年 5 月分

健康福祉 部 保険年金 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和7年5月分

健康福祉部健康増進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

こども未来部 こども政策課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月21日	ゴミブリ防除施工業務	㈱阪紀	¥143,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

(様式2)

こども未来部 こども支援課

[illegible]

※見積徴収者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和7年5月分

都市整備部 都市整備課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月14日	教育支援センターブロック塀改修工事設計業務委託	有限会社リュウアーキテクト	¥407,000	○	
5月29日	オーバーヘッド型スキャナー	株式会社阪南ビジネスマシン 阪南営業所	¥52,800	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

都市整備部 河川農水課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月1日	山中川左岸護岸転落防止柵緊急設置工事	いずみ開発(株)	¥394,900		第2号適用
5月2日	舞地区マンホール蓋緊急補修工事	辻建設	¥134,200		第2号適用
5月8日	井関川護岸緊急補修工事	(株)林建設	¥160,600		第2号適用
5月14日	市内農業用水路浚渫作業業務委託	(株)水原土木 阪南支店	¥750,640	○	
5月19日	旭地区ポンプ室保守点検業務委託	(株)荏原製作所 大阪支社	¥448,800		第1号適用
5月19日	旭地区ポンプ室保守点検業務委託	(株)第一テクノ 関西支店	¥660,000		第1号適用
5月19日	尾崎地区水路鉄板取替緊急工事	オールワーク タカマツ	¥160,600		第2号適用
5月26日	尾崎地町区雨水管緊急補修工事	(株)庄司建設	¥145,200		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

都市整備部 道路公園課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項た だし書の適用号数（第○号適 用）
5月1日	自然田地区里道法面緊急整形工事	(株) 林建設	¥495,000		第2号適用
5月19日	尾崎12号線道路反射鏡設置工事	(株) 谷工務店	¥493,729	○	
5月19日	西鳥取133号線枯松緊急伐採工事	(有) マエダ	¥141,900		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

都市整備部 下水道課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月1日	鳥取中雨水幹線吐口ゲート点検整備業務	大興機工(株)	¥210,100	○	
5月1日	公共汚水柵設置工事（尾崎町52-1）	長和工業(株)	495,000		第1号適用
5月7日	最終汚水柵緊急取替工事（桃の木台7-8-7）	(株)フルタ	¥203,500		第2号適用
5月19日	公共下水道に伴う舗装本復旧工事（尾崎地内）	長和工業(株)	198,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7 年 5 月分

議会事務局 庶務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7年 5月分

会計課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当無し				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

令和 7 年 5 月分

選挙管理委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

農業委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

(様式2)

生涯学習部 教育総務課

[illegible]

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年5月分

生涯学習部 学校給食センター

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7 年 5 月分

生涯学習部 学校教育課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 7 年 5 月分

生涯学習 部 生涯学習推進 室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月19日	はんなん探訪パンフレット等作成業務委託	阪南まちおこし夢テラス	¥313,700		第1号適用
5月21日	憩いの広場維持管理業務委託	ヤマサ造園株式会社	¥496,100	○	
5月21日	旧東鳥取幼稚園維持管理業務委託	ヤマサ造園株式会社	¥323,400	○	
5月30日	文化財事務室エアコン設置工事	オニシ電気株式会社	¥158,950	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和7年 5月分

生涯学習部 中央公民館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号…相手方を特定せざるを得ないとき。2号…緊急を要するとき。3号…市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）